

# 茨城県議会業務継続計画（議員BCP）

令和3年12月9日 議長決裁

## 1 目的

この計画は、茨城県議会基本条例（以下「条例」という。）第11条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する県民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害その他の非常の事態（以下「災害等」という。）が発生した場合における議会や議員の活動の方針を定めるとともに、災害等発生時における議会業務を継続するための具体的な計画を定めることにより、県議会が議会活動を継続し、二元代表制の一翼として、議事議決機関及び県民代表の機関としての機能を発揮し、災害等からの早期復旧に資することを目的とする。

## 2 対象とする災害等

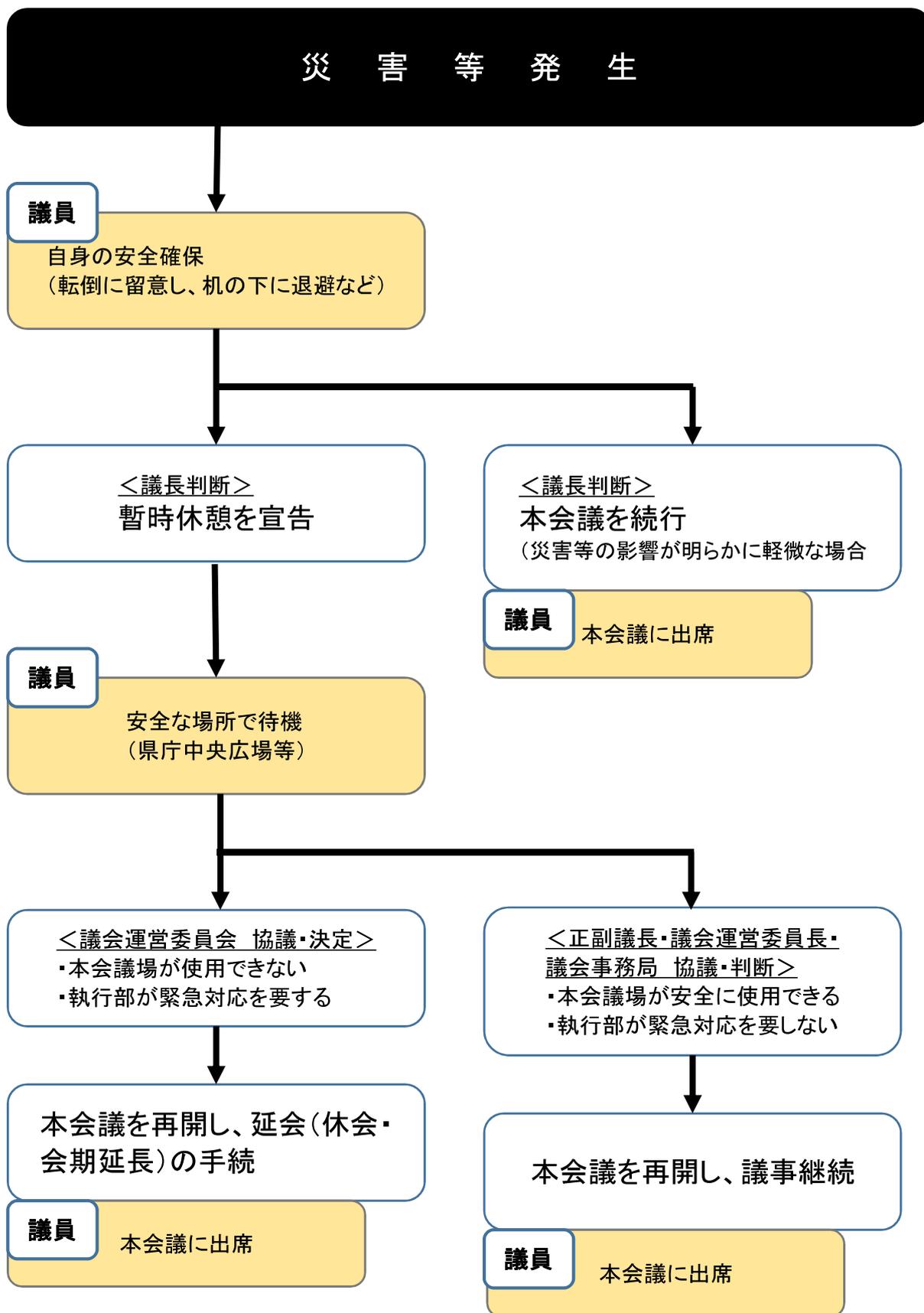
本計画は、災害等が発生し、茨城県災害対策本部が設置される場合又は議長が本計画を適用する必要があると認める場合を対象とする。

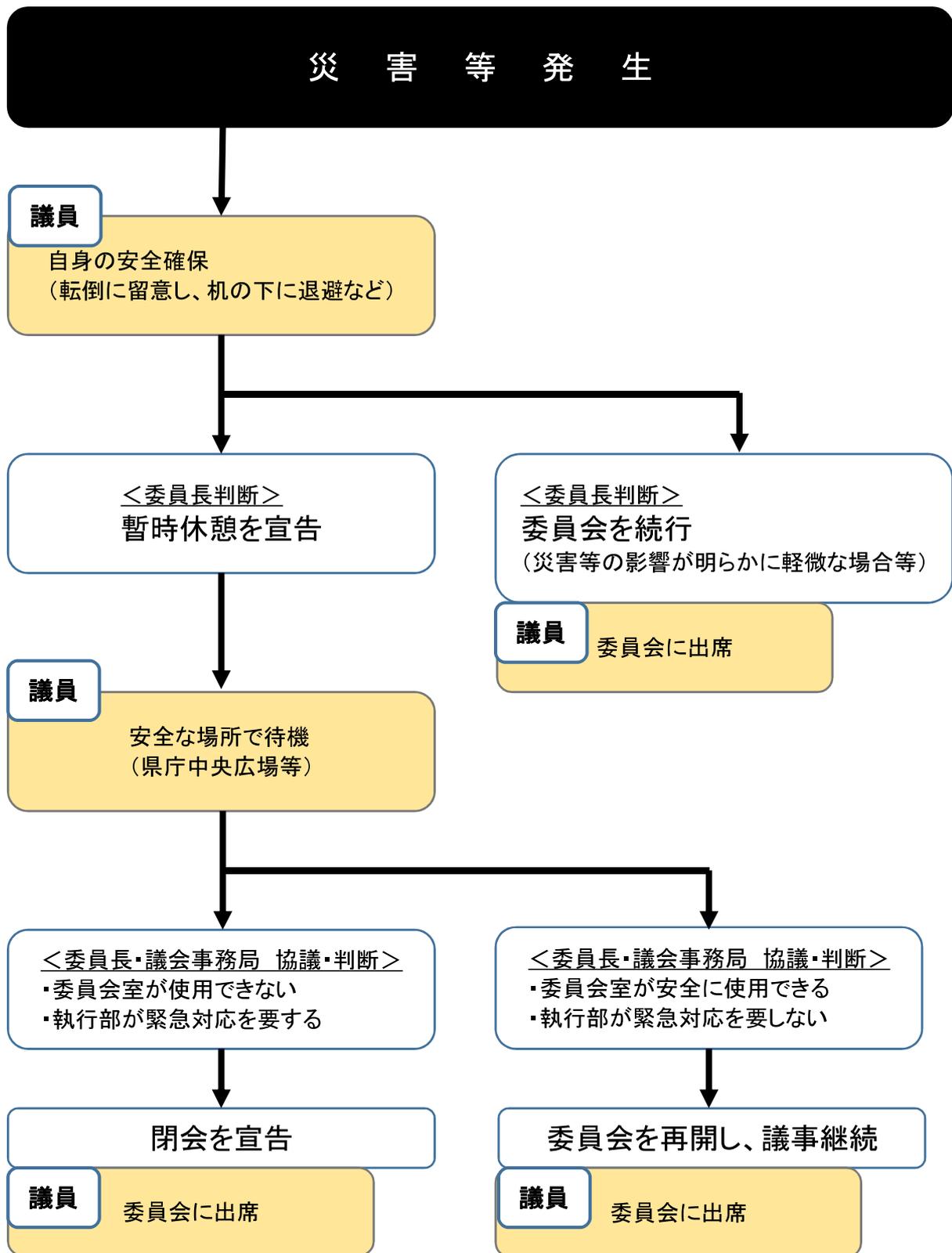
## 3 議員の役割・対応

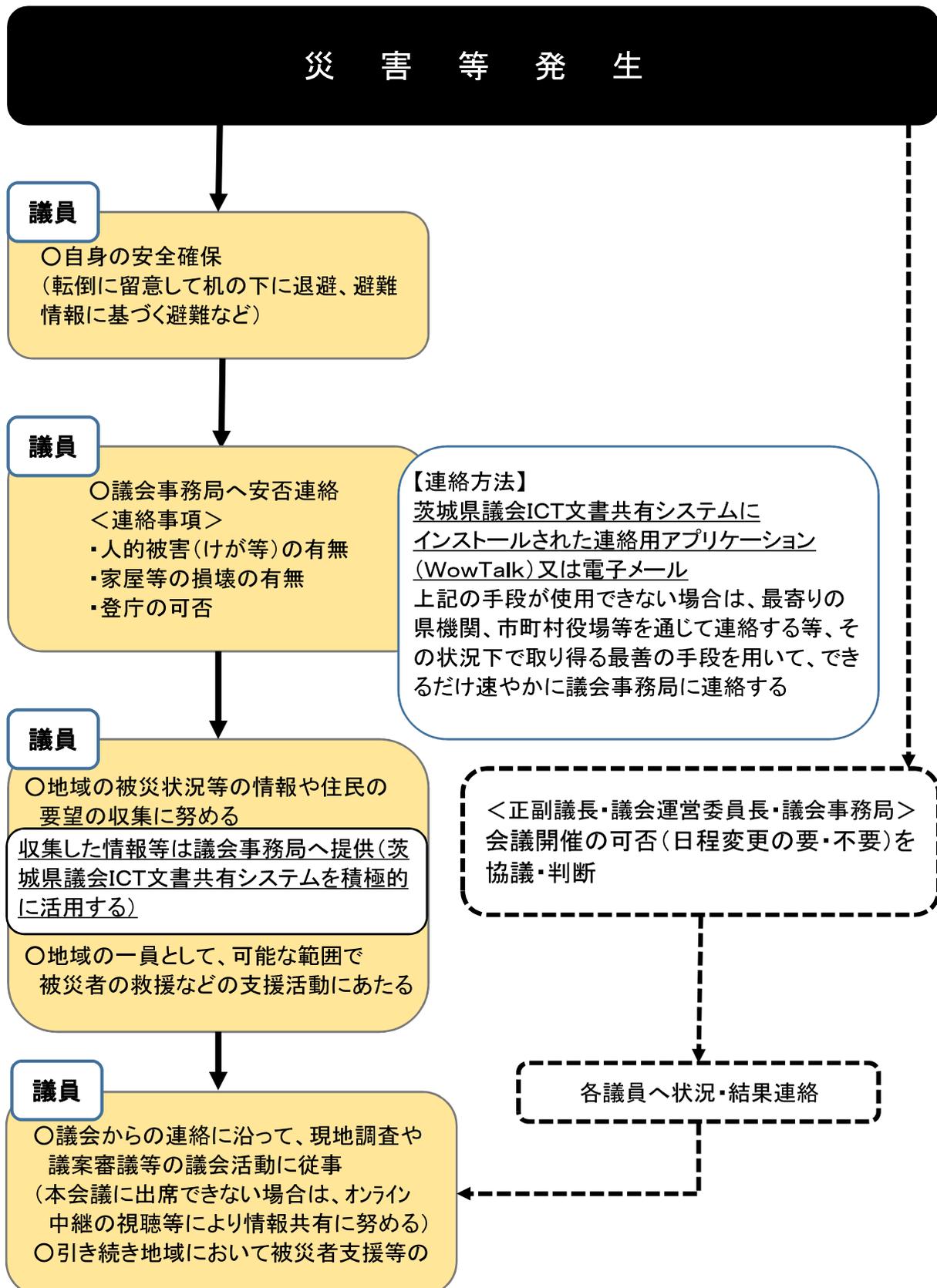
議員は、条例第11条の2第4項の規定に基づき、災害等が発生した場合は、緊急的な調査活動を行うことその他地域の状況に応じた必要な対応を行うものとする。

なお、災害等発生時における議員の具体的な行動の手順は、以下の表のとおりとする。

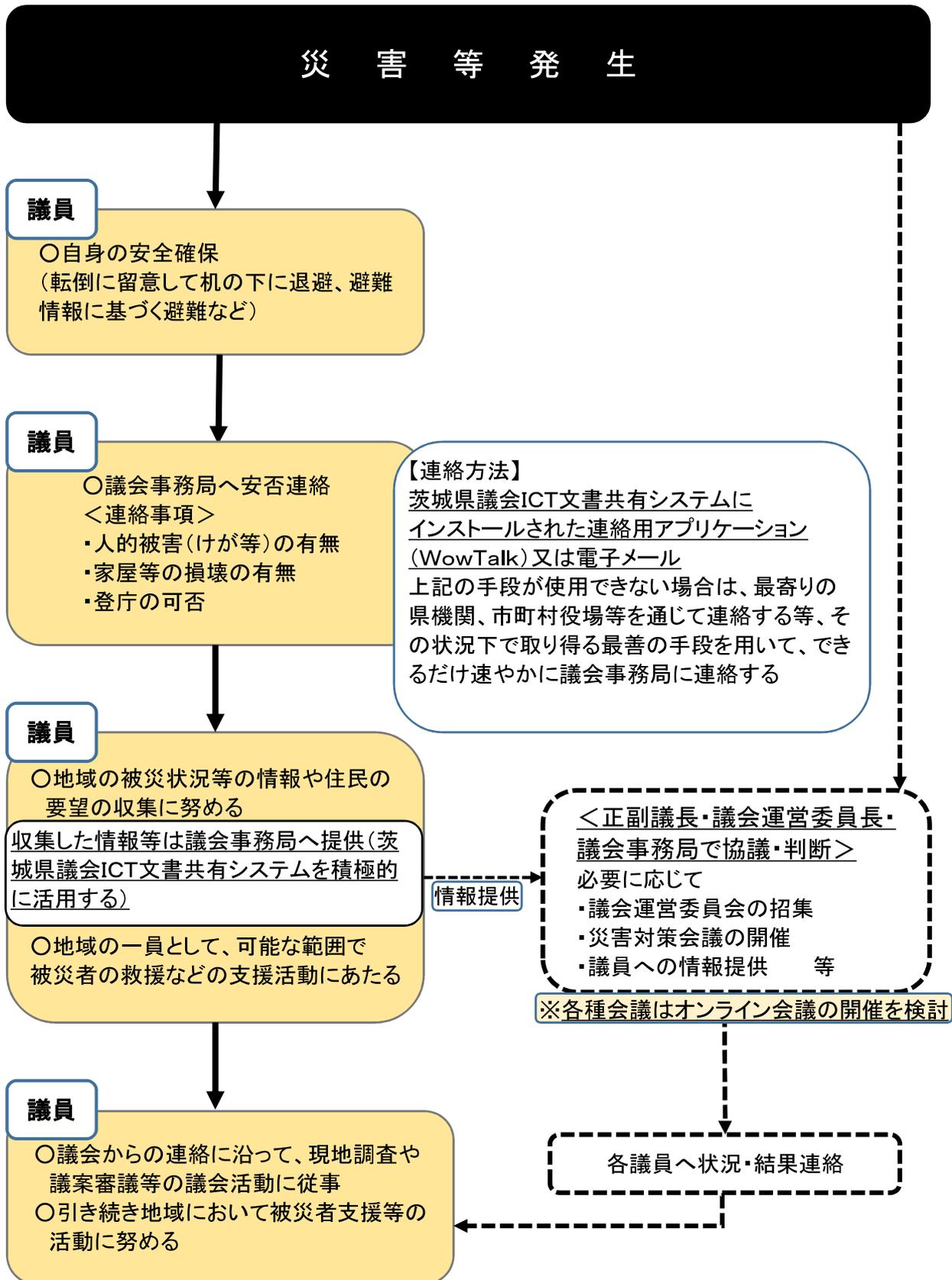








※ 地域における活動と議会活動が競合する場合は、  
県民代表の機関としての役割を果たせるよう、議会活動を優先



※ 地域における活動と議会活動が競合する場合は、  
県民代表の機関としての役割を果たせるよう、議会活動を優先

#### 4 議会の役割・対応

災害等が発生した場合は、県議会はその役割を踏まえ、県民及び地域の状況を的確に把握し、知事等に速やかに必要な要請を行うことその他必要な対応を行うものとする。

なお、災害等発生時及び直後における県議会の対応については、その状況に応じ、正副議長、議会運営委員会委員長、各委員長及び議会事務局等で協議のうえ決定することとする<sup>(注)</sup>。

また、県民及び地域の情報収集や県民への情報提供にあたっては、茨城県議会 ICT 文書共有システムを、各種会議の開催にあたっては、オンライン会議をそれぞれ積極的に活用するものとする。

県議会の役割	災害等発生時の対応
1 県民の意思・意見の把握	被災状況等の確認、住民の要望の把握
2 政策の提案・提言	執行機関に対する災害等関連予算や施策等の要望 国等の関係機関への要望
3 県の意思決定（議決機能）	条例・予算等の議案審議 ※災害等の影響により、本会議に出席できない議員は、地方自治法の規定上、採決には参加できないことから、オンライン中継の視聴等により情報共有に努める（参考：地方自治法第 113 条及び第 116 条）
4 施策・事業の点検・監視・評価	災害等対策の効果の点検・監視・評価 防災・減災対策の検討
5 議会活動に関する県民への説明	災害等対策、議会活動の広報 更なる要望等の把握

(注) 具体的な対応決定の手順については、業務継続マニュアル(議会事務局)参照

#### 5 正副議長が欠けたとき

災害等により議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは副議長がその職務を行うものとする（地方自治法第 106 条第 1 項）。

また、議長及び副議長とも欠けた場合は、議会活動の継続のためには、早急に議長及び副議長を選任する必要があることから、議会事務局は、議長選任を付議すべき事件とした議会を速やかに招集するよう、知事に依頼するものとする。

## 6 正副委員長が欠けたとき

災害等により、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは副委員長が、委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員がその職務を行うものとする（茨城県議会委員会条例第8条）。

## 7 代替施設等の確保

災害等の発生により、本会議場や委員会室等が使用できない場合は、執行機関等に代替施設や場所の使用が可能であるか確認し、確保するものとする。具体の代替施設の確保にあたっては、以下の順で確認するものとする。

- ・ 県庁行政棟
- ・ 水戸合同庁舎
- ・ その他の合同庁舎
- ・ 県内の県有施設

## 8 茨城県議会災害対策会議

議長は、災害等における議会の対応等について協議するため、必要に応じ、条例第11条の2第2項の規定に基づく茨城県議会災害対策会議を招集するものとする。

## 9 執行機関との関係

県議会及び議員は、災害等発生時において、執行機関が初動体制や応急対応に専念できるよう、次の事項に留意する。

### (1) 議員と執行機関との情報提供窓口の一元化

災害等発生時における議員と執行機関の間の情報伝達については、情報の重複や混乱を避け、執行機関が災害等への対応に専念できるよう、窓口を議会事務局に一本化するものとし、緊急の場合を除き、議員が個別に執行機関へ情報提供や要請等を行うことは慎むものとする。

### (2) 執行機関の緊急事態対応を優先するための配慮

災害等発生後の被災状況の把握や緊急対策の検討等を行う段階においては、執行機関の意向を確認し、休会や出席説明者の縮小（欠席）、要望の一元化など、議事運営及び業務遂行上の配慮をする。

### (3) 速やかな予算執行等を可能とする審議方法の採用

災害等に対応するための条例・補正予算等の議案審議に当たっては、速やかな事務執行や予算執行等ができるよう、条例・予算案の説明、議案の提案、委員会審査、本会議議決等の日程などの審議方法について、執行機関の意向を考慮し、柔軟に対応する。

## 10 市町村及び国との関係

県議会は、広域的な地方公共団体の議会として、市町村の被災状況や要望事項等の把握に努め、必要に応じ、県の執行機関に対する要請や国の関係省庁等への要望を行うなど、市町村への支援に努める。

また、政府調査団来訪時の要望書の提出や国会及び関係省庁への意見書の提出等、被災地の復旧や被災者の生活再建等に向けた国への要望提案活動を積極的に行うものとする。

## 11 平常時の備え

議員は、災害等が発生した場合の自身の安全確保と行動の円滑化につなげるため、平時から災害等発生時に備えた取組を進めるものとする。

また、災害等発生時に迅速かつ的確に対応することができるよう、安否確認等の対応訓練を定期的に行うものとする。

## 12 本計画の見直し

本計画は、災害等に係る法令の改正などの状況の変化があった場合には、必要な見直しを行うものとする。

## 13 議会事務局の活動方針等

災害等が発生した場合における議会事務局の活動方針等については、茨城県議会事務局業務継続計画（令和2年11月26日議長決裁）によるものとする。